

HPはホームページ 区HPから、Eメールは電子申請が、PDFは申請書などのダウンロードが可 HPは、区HPで詳しい内容をご覧になれます



健康福祉に関するアンケート調査にご協力を

健康福祉企画係/6階
TEL(3228)5421
FAX(3228)5000

みなさんの健康福祉への関心やサービスに対する意見などを把握し、事業や施策の見直し・改善などに役立てるための調査です。

対象となった方はご協力をお願いします。
対象 20歳以上の区民から無作為に抽出した3千人
調査方法 5月9日(土)に郵送で調査票を配布し、郵送で回収(返送期限5月31日)

工業統計調査にご協力を

政策情報係/4階
TEL(3228)8000
FAX(3228)5043

この調査は、日本の製造業の実態を明らかにするた

税・国保

特別区民税・都民税を給与特別徴収(給与天引き)で納付している方へ

平成31年度の税額決定通知書を郵送します

給与特別徴収分の平成31年度特別区民税・都民税の税額決定通知書を、5月15日に勤務先に郵送します。勤務先の給与担当者を通じて受け取ってください。
☆普通徴収・年金特別徴収分の税額決定・納税通知書は、6月13日に自宅へ郵送する予定です

5月15日から課税(納税)証明書の交付を受けられます

給与特別徴収分の平成31年度特別区民税・都民税の

5月15日午前11時ごろ 防災無線スピーカーから試験放送が流れます

危機管理係/8階
TEL(3228)8948
FAX(3228)5658



大規模な災害や武力攻撃などの緊急事態が発生した時は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により国から情報が伝達されます。
みなさんへ確実に伝えるための手段の一つが、防災無線スピーカーです。全国一斉の試験放送として、15日には自動放送が30秒程度流れます。

めに経済産業省が毎年行っているものです。
今月中旬から、対象の事業所を調査員が訪問して聞き取りと調査票の配布を行い、後日回収に伺います。ご理解とご協力をお願いします。

☆調査員は「調査員証」を携帯しています
対象 6月1日現在、製造業を営む事業所(調査票の作成は従業員数4人以上の事業所)

「中野区あんしんすまいパック」助成のご利用を

住宅政策係/9階

TEL(3228)5500-1
FAX(3228)5000

「中野区あんしんすまいパック」は、単身者が民間の賃貸住宅に転居する際に、定期的な見守りと「く」になった際の葬儀費、家財の片付けの3点を提供するサービスです。単身の高齢者・障害者等の円滑な住み替えを支援します。

一定の要件に合う方は、サービス利用時の初回登録料の助成を受けられます。要件や利用方法などについて詳しくは、住宅政策係へお問い合わせを。

緑を守り増やすための助成の利用を

緑化推進係/8階

TEL(3228)5554
FAX(3228)5067

次の①②とも、制度や対象条件などについて詳しくは、緑化推進係へお問い合わせを。

①樹木・樹林・生け垣の維持管理への助成(保護指定制度)

一定の基準を満たす緑を保護指定し、維持管理費用の一部を助成する制度です。

保護指定相談・助成金申請は、緑化推進係で随時受け付け。助成金交付の対象となるのは、保護指定をした翌年度からです。

助成額年額 樹木Ⅱ1本当たり1万円、樹林Ⅱ面積に応じて3万~8万円、生け垣Ⅱ長さ1m当たり千円

②生け垣・植樹帯の設置への助成

一定の条件を満たす生け垣・植樹帯設置の場合に、費用の一部を助成する制度です。

軽自動車税の納税通知書を郵送します

諸税係/3階

TEL(3228)8000
FAX(3228)5050

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自動車や小型自動二輪、軽四輪車などの登録がある方に、その年度分を課税します。

平成31年度分の納税通知書兼納付書を、5月9日に郵送します。納期限の5月31日までに、区役所、金融機関、コンビニエンスストアか、スマートフォンなどで納付できるアプリ「モバイルレジ」で納付してください。

☆モバイルレジで納付した場合、領収証書は発行されません。なお、廃棄処分や譲渡、盗難などで車を所有しなくなった場合でも、4月1日現在で廃車の届け出がなかった場合は、課税の対象

「中野区特別区税条例」を改正

税務管理係/3階

TEL(3228)8000
FAX(3228)5050

地方税法の改正に伴い、「中野区特別区税条例」を改

区民と区長のタウンミーティング

5月(2回目)の開催予定

基本構想係/4階
TEL(3228)5782
FAX(3228)5476

日時・会場・テーマ

22日(水)午後7時から
区役所7階会議室
新しい基本構想について
②健康・医療・福祉
☆グループディスカッション形式

☆当日直接会場へ。一時保育・手話通訳希望の方は、5月15日までに電話またはファクシミリで、基本構想係へ申し込みを

各年度の予算の範囲内で支出し、予算額に達した時点で受け付けを終了します。

助成限度額 設置延長1m当たり1万円(上限30万円)

あき地は適正に管理しましょう

衛生環境係(中野区保健所)

TEL(3228)6000
FAX(3228)6000

あき地に雑草が生い茂ると、まちの美観を損ね、害虫発生や花粉アレルギー発症の原因になるなど、環境衛生上も好ましくありません。

ごみの投棄や犯罪、火災を招く危険もあるので、あき地の管理者は定期的に見回り、雑草が長く伸びない

中野区合同水防訓練

土木事業調整係/8階

TEL(3228)5500
FAX(3228)5064

台風や集中豪雨に備え、中野区と中野・野方の両消防署・消防団が合同で水防訓練を行います。

土嚢を積んで浸水を防ぐ方法や住宅への浸水を防止する工法などの実演をご覧になります。

日時 5月31日(金)午前9時半~11時
会場 江古田の森公園多目的広場(江古田3-14)
☆当日直接会場へ

正しました。

条例の主な改正点は、次の2点です。

①ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄付)に係る見直し

定められた基準に適合するものとして総務大臣が指定する市区町村等への寄付金に限り、ふるさと納税に係る特別控除額の対象となります。今年6月以降の寄付金から適用。

②住宅借入金等特別税額控除の控除期間の延長

消費税率10%が適用される住宅の取得等をし、10月1日~来年12月31日に入居した場合の控除期間を3年間延長して13年間としました。
☆改正内容について詳しくは、区HPをご覧になるか、税務管理係へお問い合わせを

相談

第3日曜日の法律相談

区民相談係/1階

TEL(3228)8000
FAX(3228)5044

相続や土地・建物、金銭貸借などでの困りごとについて、弁護士に相談できます。

土地建物無料相談会

都市計画係/9階

TEL(3228)8000-1
FAX(3228)5068

区内の民間事業者7団体で構成するまちづくり推進土地建物協議会の専門家が、土地建物等に関するさまざまな相談におこたえします。

☆同協議会との共催
日時 5月29日(水)午前10時~午後4時
会場 区役所1階区民ホール
申込み 前日までの平日午前9時~午後5時に電話で、同協議会0120(400)2600へ